

英語教育ユニバーサルデザイン研究学会会則

第1章 総則	3
第1条 名称.....	3
第2条 事務局.....	3
第2章 目的及び事業	3
第3条 目的.....	3
第4条 事業.....	3
第3章 会員	3
第5条 会員の種別.....	3
第6条 入会および会費.....	3
第7条 会員の権利・義務.....	4
第8条 退会(任意退会, 除名, 資格喪失).....	4
第4章 役員	4
第9条 役員構成.....	4
第10条 役員の選任.....	4
第11条 役員の職務及び権限.....	5
第12条 役員の任期.....	5
第13条 役員の解任.....	5
第5章 総会	5
第14条 総会の構成.....	5
第15条 権限.....	5
第16条 開催.....	5
第17条 招集.....	5
第18条 議長.....	6
第19条 決議等.....	6
第6章 理事会	6
第20条 理事会の設置.....	6
第21条 権限.....	6
第22条 開催.....	6
第23条 招集.....	6
第24条 議長.....	6
第25条 定足数.....	6
第26条 決議等.....	7
第7章 会計	7
第27条 事業年度.....	7
第28条 資産の管理.....	7
第29条 事業計画及び収支予算.....	7
第30条 事業報告及び収支決算.....	7
第31条 特別会計.....	7

第 8 章 会則の改廃.....	7
第 32 条 会則改廃.....	7

第1章 総則

第1条 名称

本学会は、英語教育ユニバーサルデザイン研究学会(英語名:Association of Universal Design for English Language Learning, 略称 AUDELL)(以下、「本会」という。)と称する。

第2条 事務局

本会は、事務局を事務局長所属先に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

本会は我が国の英語教育におけるユニバーサルデザイン教育の科学的研究を行うとともに、さまざまな個別の教育的ニーズのある児童生徒への英語教育の質的向上を図ることを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が、研究・臨床・教育などの成果を発表し合うための研究大会の開催
- (2) 会員の資質や技能を向上するための研修会や公開シンポジウム等の開催
- (3) 会員の研究や実践の成果を発信したり、得たりするための機関誌の発行
- (4) 会員が本領域に関する新しい情報を発信したり、得たりするための会報の発行
- (5) 全各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 会員の種別

本会に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同して次条の規定により入会し、英語教育や個別の教育的ニーズのある児童生徒等に関する教育および研究に携わっている個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して次条の規定により入会し、大学学部および短期大学に在学中で、英語教育や個別の教育的ニーズのある児童生徒等に関する教育および研究に関心のある個人
- (3) 準会員 本会の目的に賛同して次条の規定により入会した個人で、個別の教育的ニーズを持つ者およびその家族等。なお、一般会員となることを妨げない。
- (4) 団体会員 本会の目的に賛同して次条の規定により入会した団体
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同して事業を援助するために、次条の規定により入会した企業
- (6) 名誉会員 本会の活動に特別に寄与し、理事会で承認された個人

第6条 入会および会費

本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない

い。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

- 2 会員は、会費として、総会において定める額を納めなければならない。
- 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第7条 会員の権利・義務

本会の会員は以下の権利と義務を有する。

- (1) それぞれの会員は、研究大会において研究発表・実践報告を行う資格を有する。ただし、学生会員および準会員においては、一般会員の指導を受けた者とする。
- (2) それぞれの会員は、学会の出版物を受け取る権利を有する。
- (3) それぞれの会員は、年度ごとに会費を納入する義務を有する。
- (4) それぞれの会員は、総会に出席し、審議を行う権利と義務を有する。
- (5) それぞれの会員は、別に定める要綱に従って、学会の出版物に投稿する権利を有する。

第8条 退会(任意退会、除名、資格喪失)

会員は、会長宛に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (3) 会費等を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により、資格停止あるいは除名することができる。ただし、決議に先立ち、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 本会の倫理綱領に著しく違反したと認められるとき
 - (2) 本会に著しく損害を与えたと認められるとき
- 5 会費の滞納による会員の資格の停止・喪失は、理事会で審議決定する。

第4章 役員

第9条 役員構成

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

第10条 役員の選任

理事は、総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、総会で選出する。

- 3 会長及び副会長は、理事会において理事の内から選出する。
- 4 顧問は、理事会によって選出し、本人の承諾を得るものとする。

第11条 役員の職務及び権限

理事は理事会を構成し、本会則および細則で定めるところにより職務を執行する。また、理事会の決定において、本会の業務を分担執行する。

- 2 会長は、本会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 監事は、本会の運営、理事の業務執行、および、会計の状況を監査し、その状況を理事会または総会に報告する。
- 5 顧問は、理事会や学会の諸活動に対し、指導・助言を行う。

第12条 役員の任期

役員の任期は1期2年(会計年度)とし、再任を妨げない。

第13条 役員の解任

役員は総会の決議によって解任することができる。

第5章 総会

第14条 総会の構成

総会はすべての会員を持って構成する。

第15条 権限

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の規準及び会費の額
 - (2) 会員の資格停止及び除名
 - (3) 役員の解任
 - (4) 当該前年度事業報告および収支決算の承認
 - (5) 当該年度事業計画および収支予算の承認
 - (6) 会則の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他理事会が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、総会においては開催通知に記載した目的及び審議事項以外の事項は決議することができない。

第16条 開催

総会は、定例総会として毎事業年度終了後に1回開催するほか、臨時総会は、理事会において開催の決議がなされた場合に開催する。

第17条 招集

総会は本会則に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

第 18 条 議長

総会の議長は、総会のつど、出席会員の互選で定める。

第 19 条 決議等

総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。

第 6 章 理事会

第 20 条 理事会の設置

本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 21 条 権限

理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会長、副会長及び理事の選定及び解職
- (3) 本会則および細則で定める職務

第 22 条 開催

理事会は、通常理事会を毎事業年度開催するほか、臨時理事会として次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 2 会長が必要と認めたとき
- 3 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

第 23 条 招集

理事会は、会長が招集し、開催の 1 週間前までに各理事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 24 条 議長

理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

第 25 条 定足数

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第26条 決議等

理事会の決議は、本会則に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第7章 会計

第27条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 資産の管理

本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

第29条 事業計画及び収支予算

本会の事業計画及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

第30条 事業報告及び収支決算

事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事による監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、次の各号の書類についてはその内容を報告し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 決算報告
- (4) 決算報告の附属明細書

第31条 特別会計

本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決及び総会の承認を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第8章 会則の改廃

第32条 会則改廃

本会則は、総会の決議によって改廃することができる。

附則

本会則は、2019年6月15日より施行する。